

## 農地法第3条許可申請書の添付書類等について

	必要書類	譲受人が 皆野町内在住者	譲受人が 皆野町外在住者	備 考
1	許可申請書	3通	4通	
2	土地の登記事項証明書(全部事項証明)	1通(原本)	2通(原本+複写)	・法務局 ・発行日から3ヶ月以内のもの
3	土地権利者の同意書	1通(原本)	2通(原本+複写)	仮登記・抵当権等が設定されている場合
4	位置図(案内図)	1通	2通	
5	公図の写し	1通(原本)	2通(原本+複写)	・法務局 ・発行日から3ヶ月以内のもの
6	住民票(謄本)	1通(原本)	2通(原本+複写)	・発行日から3ヶ月以内のもの 町外の方のみ(町内に住所のある方は不要但し、登記事項証明書と現住所が異なる場合は添付)
7	農家証明書又は耕作証明書		2通(原本+複写)	住所地の農業委員会等
8	営農計画書	1通(原本)	2通(原本+複写)	新規就農者
9	名寄台帳	1通(原本) 名寄台帳(固定資産税)の登記地目が農地の筆は、次のいずれかであること。①現況地目も農地である。②現況地目が農地以外の場合は転用許可を得ている。		土地所有者(複数人の場合は各々必要です。) 1階⑦税務課  (町外の方は、耕作状況について住所地の農業委員会等に照会します。)
10	委任状	1通(原本)	2通(原本+複写)	代理申請の場合

申請書は毎月10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに必要書類を添付して提出してください。

皆野町農業委員会 62-1462(直通)

- 取得予定の農地と既存の農地のすべてについて自ら耕作すると認められる場合(既存の農地に不耕作地・違反転用地等がない。)
  - 注意■以前に買い受けた(借り受けた)農地がある場合、その農地を一度も耕作せずに新たな農地を買い受ける(借り受ける)ことはできません。
- 所有権等を取得しようとする方、またはその世帯員が農作業に常時従事(年間150日以上)すると認められる場合
- 権利取得後のすべての農地の経営面積が30アール(3,000㎡)以上になる場合
- 所有権等を取得しようとする方、またはその世帯員の農業経営の状況(機械の所有状態・経営作目等)、その住所地から農地までの距離(通作距離・道路等の交通事情)等から効率的に利用できると認められる場合